

「さあ！サッポロ冬も泊まってスマイルクーポン」事業者募集要項

本募集要項は、「さあ！サッポロ冬も泊まってスマイルクーポン」事業実施要綱（以下「実施要綱」）に基づき、さあ！サッポロ冬も泊まってスマイルクーポン 事業への参画事業者の募集を実施するものであり、募集要項に定めのない事項については実施要綱を準用します。（さあ！サッポロ冬割事業の事業者募集につきましては、別途「さあ！サッポロ冬割」事業者募集要項を参照ください。）

1. 募集対象者

対象事業者は次の各号のいずれかに該当する者とし、北海道が定めた「新北海道スタイル」の構築に向けた取組を実施している者のうち、感染予防の対策に継続的に取り組む者など、観光客に安心してもらえる環境を提供する者に限る。

- (1) 冬割対象施設及び施設内の店舗
- (2) 実施要綱の第4条1項(2)は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の中分類「76 飲食店」に分類される市内飲食店のうち、次の要件のいずれにも該当する者。なお、「77 持ち帰り・配達飲食サービス業」は除く
 - ア 食品衛生法による営業許可を受けている者
 - イ 飲食店としての営業の実態がある者
- (3) 実施要綱の第4条1項(3)は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の中分類「56 各種商品小売業」「58 飲食料品小売業」に分類される小売業のうち次の要件のいずれにも該当する者。なお総合スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストアを除く
 - ア 北海道内に本社がある者
 - イ 主として観光客向けの商品を販売している者
- (4) 市内のタクシー、レンタカー、観光バス等の交通事業
- (5) 市内の観光施設、アクティビティ事業者
- (6) 前項に関わらず、その他対象事業者として事務局が適当と認められる者。なお、事務局が不適当と判断ものは除外する。
- (7) 前項の規定にかかわらず、風俗営業等の規定及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号、5号、及び第2条第5項に規定する店舗の営業を行う者は、本事業の対象外とする。

2. クーポン 利用施設の登録申請

- ・さあ！サッポロ冬割&冬も泊まってスマイルクーポン事務局が指定する様式で、必要書類及び誓約書を提出し、参画事業者としての登録を申請します。
- ・申請及び請求は、インターネット申請を原則とするが、インターネット環境が無いなど止むを得ない事情がある場合は、事務局へ連絡の上、下記申込書類を期限までに提

出することとする。

- (1) さあ！サッポロ冬も泊まってスマイルクーポン事業参加登録申請書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 口座確認書（様式3）
- (4) 前号の指定口座通帳の写し
- (5) 公的機関が発行した営業許可証（飲食店営業許可証等）
- (6) 「北海道スタイル安心宣言」の写し
- (7) 店舗外観、内観の画像
- (8) その他事務局が必要と認める書類

※なお、Go To Eat に参画している飲食店は、Go To Eat 登録許可証の提出により、(5)(6)(7)を省略することができる。

3. 申請書提出期限

（第1次締切）令和2年12月23日（水）

（第2次締切）令和3年1月4日（月）

※第3次締切、第4次締切は未定。

4. クーポン換金の対象となる期間

別途通知する日から令和3年3月7日（日）ご利用分まで。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況を見て、後日、開始日を公表いたします。

5. クーポン 利用施設の登録

事務局は、応募した事業者を審査の上、「さあ！サッポロ冬も泊まってスマイルクーポン」加盟店登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

また、店頭掲示用のステッカー及び実施マニュアルの案内等のツールを事業者へ郵送する。

6. クーポンの使用範囲

- ・クーポンは、登録証が交付された登録店との間における特定取引において使用することができる。
- ・クーポンの使用期限は、券面に記載された日（チェックアウトの日）とし、券面に使用期限の記載が無いものや、もぎりが切り取られたものは無効券となる。
- ・クーポンは、宿泊代金の精算には利用できない。
- ・特定取引に使用されたクーポンの額面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、当該超過額（釣銭）に相当する金銭の支払は行われぬものとする。
- ・クーポンは、譲渡、転売、換金、払い戻し、再発行することができない。

- ・クーポンは、次のものには使用することができない。
 - 国または地方公共団体等への公共料金等の支払（税金、電気、ガス、水道等）
 - 消費に当たらない取引（出資、有価証券の購入、債務の支払い、保険診療対象となる医療費、処方箋により処方された薬代、現金との換金、金融機関への預け入れ等）
 - 換金性があり、かつ、広域的に流通しうるものを購入する取引（商品券、ビール券、酒券、図書券、プリペイドカード、ハガキ、印紙、切手、電子マネー、宝くじ、パチンコ等）
 - たばこの購入
 - その他、札幌市が不相当と認める場合

7. 登録店の責務

- ・登録店は、特定取引においてクーポンの受け取りを拒んではならないこと。クーポンの譲渡、転売、換金、払い戻しを行ってはならないこと。事務局と適切な連携体制を構築し、実施要綱及び募集要項に定める事項を遵守しなければならない。
- ・事務局は、登録店が前項に反する行為を行ったときは、当該登録店の登録を取り消すことができる。

8. クーポンの換金手続

- ・事務局は、特定取引においてクーポンが使用された場合は、当該登録店に対し、その額面金額に相当する金銭を支払うものとする。
- ・登録店は事務局に対して、特定取引において受け取ったクーポンの換金手続きをスマートフォン・タブレット等のデバイスでのQRコードの読み込みによるオンライン上の手続きにて行う。
- ・換金手続きは受け取ったクーポンの有効期限から起算し7日以内に行わなければならない。なお、クーポンの換金請求は令和3年3月12日（金）までに申し出なければならない。
- ・いかなる理由があっても、前項の期日までに事務局に対して請求が行われなかった場合、登録店は換金手続きの請求を放棄したものとみなす。

9. 感染症による北海道警戒ステージ等の対応について

感染拡大により地域の往来の抑制や外出の自粛等の行動制限等の発令がされた場合は、事務局と連携を密にとりながら、以下の対応をお願いします。

(1) 札幌市内に行動制限等が発令された場合

- ① 事業の一時停止又は利用対象者の制限をいたしますがされる場合があります。
- ② クーポンの使用受付を制限する場合があります。

- ③ 該当期間中に使用されたクーポンは換金できない場合があります。
- (2) 札幌市外で行動制限等が発令
期間・有効期限等クーポン事業の内容を変更する場合があります。
事務局からのホームページ・メール等での案内をご確認ください。

10. お問い合わせ

さあ！サッポロ冬割&冬も泊まってスマイルクーポン事務局・コールセンター

【電話番号】 011-351-3990

0570-666-556 (ナビダイヤル)

(土・日・祝を除く 10:00~17:00)